

# 高齢者虐待防止マニュアル

特別養護老人ホーム「遠賀園」

## 特別養護老人ホーム「遠賀園」 高齢者虐待防止マニュアル

遠賀園は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法などの趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第 20 条（注 1）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

### 目次

1. 基本方針
2. 虐待の定義
3. 介護施設職員の虐待の定義
4. 介護施設の責務
5. 施設長の責務
6. 職員の責務
7. 虐待防止対策フロー

### 注釈

参考資料：高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
高齢者虐待チェックリスト（気付き編・発見編）  
福岡県リーフレット（啓蒙用）

## 1. 基本方針

### (1) 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、利用者及びその家族からの苦情について、真摯に受けとめ、これを速やかに解決するよう最大の努力をする。

(注1：高齢者虐待防止法第5条第1項参照)

### (2) 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が表れた利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(注2：高齢者虐待防止法第5条第1項参照)

### (3) 市町村への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(注3：高齢者虐待防止法第21条第1項参照)

(注4：高齢者虐待防止法第21条第6項参照)

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な扱いは行わない。

(注5：高齢者虐待防止法第21条第7項)

## 2. 虐待の定義

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、介護施設において、介護職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

## 3. 虐待の種類

### (1) 身体的虐待

暴行、手荒い扱い、性的虐待、または、食べ物や、介護、衛生的ケア、医療的ケア等の身体的な必要な事柄を十分に与えないこと（放置）等を含む。

### (2) 心理社会的、心理学的虐待

言葉の暴力、社会的孤独、愛情の欠如、利用者の生活について尊敬を持って決定に参加する機会を奪うことや、住民としての権利を拒否することを含む

### (3) 経済的虐待

お金や財産の悪用が含まれる。これは、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること、または、詐欺が含まれる。

#### 4. 介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待法第2条第5項に掲げられている、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をする事又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる事
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 5. 施設長及び管理者の責務

施設長および官営者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。(注6参照)

#### 6. 職員の責務

職員は、日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに之を市町村に通報する。

ここでいう、「思われる」とは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見した時には、速やかに施設長及び管理者に報告（虐待兆候発見報告）する責務を有する。

遠賀町高齢者福祉係 093-293-1234（呼び出し）

#### 7. 虐待防止対策フロー

##### (1) 利用時の虐待リスクを評価する

- ① 計画作成担当介護支援専門員等は利用時に当該利用者の虐待リスクを評価する。（「虐待リスク・アセスメント票」を使用）
- ② 施設長及び管理者は上記の結果、虐待リスクが高い、または要注意の場合は、全職員に口頭ないしは文書で通知し、注意を喚起する。

[入居時の虐待リスク・アセスメントのフロー]

入居時⇒虐待リスク⇒虐待リスクアセスメント票⇒リスク評価

評価によるリスク高い・注意必要⇒職員に通知し注意を喚起する  
低リスク

(2) モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ① 施設のすべての職員は、虐待の兆候があった場合、「虐待兆候発見報告書」に記入し、施設長及び管理者に直接提出しなければならない。
- ② 施設長及び管理者は「虐待兆候発見報告書」が提出された場合、サービス担当者会議を招集しなければならない。
- ③ サービス担当者会議においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。
- ④ 当該サービス担当者会議において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に「虐待兆候調査報告書」を施設長及び管理者に提出する。(在宅のケースは「職員」を「事業者」と置き換える。
- ⑤ 施設長及び管理者は「虐待兆候調査報告書」を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。
- ⑥ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長及び管理者は速やかに、行政に報告するものとする。

[虐待兆候発見時のフロー]

虐待兆候発生時⇒虐待兆候発見報告書記入⇒施設長⇒(サービス担当者会議開催指示)

サービス担当者会議の開催 ⇒ 虐待兆候調査報告書 ⇒ 施設長

虐待有無判断 ⇒ 虐待有 ⇒行政に報告  
⇒ 不明 ⇒継続調査(職員に周知徹底)  
右 虐待無

以上

# 高齢者虐待防止チェックリスト

## 高齢者虐待チェックリスト（気づき編）

あなたの身のまわりで、このようなことはありませんか？

チェックしてみましょう！

- 言う事を聞かないので、ののしったり、叩いたり、蹴ったりしてしまう。
- 高齢者が食事をなかなか食べないので、介護者が無理やり口に入れる。
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
- 経済的な問題はないのに費用のかかるサービスを受けさせないなど、高齢者のためにお金をかけない。
- 高齢者に元気がなかったり、不自然な体重の増減がある。
- 高齢者が過度の恐怖心、おびえを示す。あるいは、強い脱力感、あきらめ、なげやりな態度をみせる。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話し、恥ずかしい思いをさせる。
- 外見が悪いので、外出させないよう閉じ込めたり、訪ねてくる人があっても会わせない。
- 認知症により徘徊するので部屋に鍵をかける。
- 高齢者の年金や預貯金を管理し、本人に無断で使う。
- 病気であるのに医師の診断を受けさせない。
- ベッドから落ちないようにしばりつける。
- 介護が大変なので入浴をさせず、高齢者の身体から異臭がする。
- 部屋の中にごみを放置するなど、ひどい住環境で生活させる。
- 水分や食事を十分に与えていないため、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- 高齢者宅からの怒鳴り声、悲鳴、うめき声や物を投げる音がする。

# 高齢者虐待チェックリスト（発見編）

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のチェックをします。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

## 【身体的虐待のサイン】

- 身体に小さなキズが頻繁に見られる。
- 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる。
- 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
- 頭、顔、頭皮等にキズがある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- キズやあざの説明のつじつまが合わない。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

## 【心理的虐待のサイン】

- かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- 身体を萎縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる。
- 自傷行為がみられる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

## 【性的虐待のサイン】

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血やキズがみられる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 睡眠障害がある。
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

## 【経済的虐待のサイン】

- 年金や財産収入等があることは明白なのに、お金がないと訴える。
- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。



【ネガレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン】

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりの床ずれができています。
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

【セルフネガレクト（自己放任）のサイン】

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
- 配食サービス等の食事がとられていない。
- 薬や届けた物が放置されている。
- ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる。
- 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である。

【介護者の態度にみられるサイン】

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしなない。
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

【地域からのサイン】

- 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

様式1

平成 年 月 日

## 気になるサイン チェックリスト

対象者氏名 \_\_\_\_\_ 様 所属 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

- \* 各種サインが少しでも疑われる場合は、チェックを入れてください。
- \* 全ての項目を確認していただく必要はありません。気づいた項目だけご記入ください。

種別	No.	サイン	チェック欄
各項目に共通するサイン	1	通常の行動が不自然に変化する。	
	2	たやすく怯えたり、恐ろしがったり、過度に怯えたり、恐怖を示す。	
	3	人目を避け、多くの時間を一人で過ごしている。	
	4	医師や保健・福祉の関係者に話すことや援助を受けることをためらう。	
	5	医師や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。	
	6	睡眠障害がある。	
	7	不自然な体重の増減がある。	
	8	物事や周囲のことに対して極度に無関心である。	
	9	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などが見られる。	
介護者・家族のサイン	10	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。	
	11	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。	
	12	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。	
	13	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。	
	14	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。	
	15	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとならない。	
	16	保健、福祉の担当者とう会うのを嫌うようになる	
地域からのサイン	17	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。	
	18	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相を示している。	
	19	郵便受けや玄関先等が、手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。	
	20	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。	
	21	家族と同居しているが、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。	
	22	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。	
	23	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。	

チェック以外でご記入しておきたい内容がありましたら、以下をお願いします。

様式1

身体的サイン	24	物事や周囲のことに対して極度に無関心である。	
	25	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などがみられる。	
	26	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。	
	27	頭、顔、頭皮等にキズがある。	
	28	臀部や手のひら、背中等に火傷跡がある。	
	29	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。	
	30	キズやあざの説明のつじつまが合わない。	
心理的サイン	31	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。	
	32	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。	
	33	身体を萎縮させる。	
	34	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。	
	35	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。	
	36	自傷行為がみられる。	
性的サイン	37	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。	
	38	肛門や性器からの出血やキズがみられる。	
	39	生殖器の痛み、かゆみを訴える。	
	40	通常的生活行動に不自然な変化がみられる	
経済的サイン	41	年金や財産収入等があることは明白なのににもかかわらず、お金がないと訴える。	
	42	自由に使えるお金がないと訴える。	
	43	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。	
	44	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。	
	45	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。	
	46	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。	
ネグレクト（介護放棄）	47	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。	
	48	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。	
	49	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。	
	50	汚れたままの下着を身につけるようになる。	
	51	かなりの床ずれ（褥創）ができてきている。	
	52	身体からかなりの異臭がするようになってきている。	
	53	適度な食事が準備されていない。	
	54	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。	
	55	栄養失調の状態にある。	
	56	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。	
セルフネグレクト	57	風間でも雨戸が閉まっている。	
	58	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、家賃等の支払いを滞納してる。	
	59	配食サービス等の食事がとられていない。	
	60	薬や届けた物が放置されている。	
	61	ものごとや自分の周囲に関して、極度の無関心になる。	
	62	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる。	
	63	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。	

ご協力ありがとうございました。